

令和5年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和6年2月20日（火）午前11時10分～午前11時42分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室(西之表市)
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (4) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (5) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和5年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年2月20日（火）午前11時10分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	欠席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 6

欠席 3

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保菌 隆
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	櫻井 正輝

令和6年2月20日午前11時10分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、鹿児島市在住委員はWeb会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、6名の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の漁業調整係 村田技術専門員、漁業監理係 保科技術主査 にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」、

「くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」、

「くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」、

「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）」、

「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」、

の合計5件としております。

それでは開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員からご挨拶をお願いいたします。

○伊東委員

皆様、こんにちは。会長職務代理の伊東でございます。

本日はお忙しいなか、また、足下の悪い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

早いもので今年度も残りわずかとなり、皆様におかれましては、ご多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、新型コロナウイルスが流行しているとの報道もありますので、くれぐれもお身体に気をつけてお過ごしください。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第2号により、会長が欠けた際は職務代理者が務めることとなっておりますので、伊東委員よりしくお願いいたします。

○伊東委員

座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○伊東委員

それでは、今回は川東委員と森田委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

○川東委員、森田委員

はい。

○伊東委員

それでは、議事に入ります。

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」という諮問事項を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

事務局の櫻井です。それでは、議題1について説明いたします。資料1の1頁をご覧ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

水振第776号、令和6年1月31日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

当該案件は、さんご漁業の許可になります。取扱方針の改正につきましては、奄美海区漁業調整委員会の了承を得られておりませんので、これまでの枠組みでの制限措置となります。

2頁をお開きください。

さんご漁業につきましては、1年間の許可としておりまして、現在、有効な許可が3月末までとなっておりますので、次期（R6.4.1～R7.3.31）の許可を行うために公示をしようとするものでございます。

操業期間は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数と推進機関の馬力数は定めなし

としております。

許可または起業の認可をすべき者の数につきましては、現在の許可者数である1者としております。

漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域（各海域）との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。

これらにつきましては、さんご漁業の許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、次の3頁に細かい区域を記載してございますが、宇治海域、三島村海域、十島村海域、熊毛海域、奄美海域と5つの海域となっております。4頁にイメージしやすいように操業区域図を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

深海さんごは成長が遅く、いったん資源が減少してしまうと、回復に非常に長い時間がかかるという特徴があり、漁業調整上の観点などを考慮いたしまして、資源の乱獲を未然に防止するという資源保護の観点からも、このような資格を定めようとするものでございます。申請すべき期間につきましては、記載の通りです。

5頁をご覧ください。さんご漁業がどのように行われているか、漁法等を示した参考図となります。母船とは別に無人潜水艇を潜航させ、母船でモニターを見ながら、人間の腕と同じ動きをするマニピュレーターを操作し、対象となる深海さんごを選択的に採取します。

なお、最後になりますが、さんご漁業につきましては操業海域が県内3つの海区にまたがっておりますので、2月14日に奄美大島海区漁業調整委員会、2月19日に鹿児島海区漁業調整委員会お諮りしていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○伊東委員

では、そのように答申することに決定します。

○伊東委員

議題2は、「くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」です。これは、諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

水産振興課の保科です。資料2になります。1頁をご覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。水振第777号、令和6年2月7日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき基委員会の意見を求めます。

2頁をご覧ください。具体的な設定内容について、こちらの資料で説明いたします。

今回のくろまぐろ及びするめいかは令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間の鹿児島県の漁獲量が定められましたので、それを県内で割り振ろうというものです。

まず、くろまぐろ（小型魚）について説明いたします。本県には14.2トンという数字が割り当てられております。こちらについては、令和5管理年度と同じ数量となっております。

(2)に配分のルールについて記載しております。こちらについては、県資源管理方針から抜粋したのになります。まず、1割を県の留保枠とし、残りの9割を平成22～24年度の実績の平均値の比率に応じて按分することを基本としていますが、現時点で、可能な限り直近の漁獲実績を反映するとしておりますので、今年度においても令和2～4年度の漁獲実績を反映しております。また、小型魚は上半期、下半期に分けて管理しますが、上半期については、直近3カ年で最も漁獲実績があった数字を用いており、残りを下半期に充てる方法で按分しております。

表をご覧ください。上2行が定置漁業の上半期、下半期を示しております。令和2～4年度の平均漁獲量が21.6トンなので、その他漁業との比率でいいますと78.7%が定置漁業で漁獲されておりました。この78.7%を本県に割り当てられました14.2トンにかけまして、10.1トンという数量になります。これを上半期、下半期に分けますと、上半期は直近3カ年で最も捕れたのが令和4年度に4.9トン漁獲されておりますので、この4.9トンを上半期の漁獲可能量とし、残りの5.2トンを下半期にあてたというのになります。

その他のくろまぐろ漁業につきましても同様の方法で算出しており、配分が2.7トン、上半期が0.9トン、下半期が1.8トンとなっております。なお、留保枠については、14.2トンの1割にあたる1.4トンとしております。配分については、令和5管理年度と全く同じ数量となっております。

続いて大型魚について説明いたします。大型魚については、8.9トンあたえられています。

配分方法については小型魚と同じとなっておりまして、定置漁業については、令和2～4年度の平均で8.2トンの漁獲量となっておりまして、比率でいいますと63.3%となり、こちら

をかけた5.1トン、その他のくろまぐろにつきましては、平均で4.8トン漁獲されてい
ましたので、比率36.7%をかけた2.9トンとなりまして、定置漁業が5.1トン、その他
のくろまぐろ漁業が2.9トン、県留保枠が0.9トンの合計8.9トンとなっています。この配分
は令和5年度と比較しますと定置網が0.6トン減少、その他のくろまぐろ漁業が0.6トンの
増加という結果となりました。

続きまして、するめいかの説明をいたします。次の頁をご覧ください。するめいかにつ
いては、本県の数量は現行水準ということで、明確な数量は与えられておりません。目安
数量として50トン未満ということになっております。配分ルールについては、全量を当該
知事管理区分に配分するというようになっておりまして、設定についても、鹿児島県する
めいか漁業となっており、漁獲可能量も現行水準となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは意見もないようですので、議題2「くろまぐろ及びするめいかに関する令和6
管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案のとおり定める
ことを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

○伊東委員

議題3は、「くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量
の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

資料3にて説明いたします。1頁をご覧ください。

今回の報告内容はくろまぐろの小型魚について、県の留保枠から配分しましたので、そ
の内容をご報告するものです。

2の配分についてご覧ください。配分方法については、先ほど申し上げました配分ルー
ルに基づきまして配分しておりまして、令和5年度の定置漁業とその他の漁業の比率は79

:21となっております。県の留保枠2.4トンのうち、0.1トンを残した2.3トンを今回配分いたしました。

それぞれの漁業の比率をかけたところ、②にあるとおり定置漁業に1.8トン、その他の漁業に0.5トン配分することとなりました。その結果、表のとおりとなりました。

定置漁業の上半期は11.6トンの枠となっていました。5.8トンの実績となっております。残り5.8トンは下半期に繰り越されています。定置漁業下半期は元々5.2トンの枠となっていました。県留保枠からの追加1.8トンと繰り越し5.8トンを追加しまして、12.8トンの漁獲枠で管理することとなりました。

続きまして、その他のくろまぐろ（小型魚）の上半期は2.7トンの漁獲枠でしたが、0.2トンの漁獲実績でしたので、残り2.5トンは下半期に繰り越すこととなっております。下半期は1.8トンの枠に繰り越しの2.5トンと県留保枠0.5トンを足しました4.8トンという数字で管理することとなりました。

県の留保枠については、0.1トンを残すこととなっております。対応としましては、1月24日付けにて県HPへ掲載・公表、国や関係漁協、団体へ通知済み。また、2月2日付けで県公報により告示済みです。

この資料に記載しておりませんが、現在の漁獲状況について説明させていただきます。

くろまぐろの小型魚については、下半期の定置漁業が12.8トン、その他のくろまぐろ漁業が4.8トンの漁獲枠となっております。定置漁業については、既に消化率が96%に達しており、採捕停止命令が近づいているところになります。その他のくろまぐろ漁業においても、残りの漁獲枠が300kg程度となっております。12月末に採捕停止となっているところです。

以上で報告を終わります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○伊東委員

議題4は、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○山神水産技師

水産振興課の山神です。村田技術専門員に代わり、議題4について説明いたします。資料4をご覧ください。漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告についてでございます。改正漁業法により、新たに加わった報告で昨年度から本委員会で報告させていただいております。1頁をご覧ください。

当該報告については、漁業権者は、1年に1回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告することが義務づけられていますが、そのことについて1番に記載されております。2番に報告の内容を記載しておりますが、こちらの内容を網羅した形で報告様式を作成し、漁業権者に報告をいただいているところです。取りまとめ結果を3頁以降に記載しております。熊毛海区は6頁に共同漁業権、11頁に区画漁業権の内容が記載されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

今回の報告が3回目の報告となっております。ほとんどの漁協より報告をいただいているところですが、一部記載漏れや記入の方法が分かりづらい箇所があるので、令和5年度の報告は様式の見直しや報告の徹底がはかれるよう指導していきたいと考えております。説明は以上になります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○伊東委員

議題5は、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○保科技術主査

資料5に基づき説明いたします。1頁をごらんください。

本議題はまさば及びごまさば東シナ海系群を利用する関係者合意に基づく国留保枠からの追加配分があったので、それを報告するものです。

前回の海区委員会でご説明した時から2度ほど変更がありましたので、まとめて説明させていただきます。2変更内容をご覧ください。本県に配分された都道府県別漁獲可能量が現在、14,300トンとなっています。以前、ご説明させていただいた際には、13,000トンであったかと思いますが、その後、関係者合意に基づき、1回目が800トン、2回目が500トン、計1,300トンの追加配分がありました。配分方法につきましては、県の資源管理方針の配分方法に基づきまして、おおむね9割を当該管理年度の前々年度の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする計算方法としています。

(3) 変更案の表をご覧ください。まず1番上のまき網の枠ですが、元々が10,700トンであったものが、1,000トン増加しまして11,700トンとなっています。その他漁業につきましては、現行水準となっておりますが、目安数量としましては、1,000トンから1,170トンに

増加しております。県留保枠についても、1,300トンから1,430トンとなっています。

(4)については、参考となる比率になりますので、後ほどお目通しいただければと思います。最後に今後の対応についてですが、本日付にて、県公報にて告示をする予定となっております。以上で報告を終わります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○伊東委員

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○久賀委員

はい。

○伊東委員

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

議題1に関して、議題そのものについては異論はありません。許可をするにあたって規制等をするルールはどのようなものがありますでしょうか。

○櫻井書記

さんご漁業につきましては、漁業を営む者の資格としまして、選択的に採取することが可能と認められる者と定められております。この選択的に採取というのは、先ほどご説明いたしましたとおり、マニピュレーターというものでカメラを見ながら採取するものでございます。このカメラで実際にさんごを目視しながら、大きなものを選択的に採取することで資源を保護するということとしております。

この大きさについては具体的に何センチといった制限は県ではかけていませんが、採捕する方が資源を持続的に利用するため、サイズを決め、採捕していると伺っております。

○久賀委員

ご説明ありがとうございます。サイズ、量について、県による制限はなく、採取する方にお任せしている状況という理解でよろしかったでしょうか。

○櫻井書記

現状は採捕者の自主的な取組であると理解しております。

○山神水産技師

補足させていただきます。先ほど櫻井から説明があった内容につきましては、県の許可の方針で定まっているものになります。前提として深海さんごというものは、資源がかなり減少しているということで、国の技術的な助言のなかで、各県における深海さんごの採取に関する努力量を増やさないようにするということが定められておまして、それに基づきまして、本県では1者のみの許可を行っているところです。

以前、許可の取扱方針の改正について協議させていただきましたが、漁獲量につきましては、上限を定める方向で現在、検討している状況です。

○伊東委員

久賀委員よろしかったでしょうか。

○久賀委員

はい。ありがとうございました。

○伊東委員

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

全体を通して、ご意見・ご質問はありませんか？

○委員一同

なし。

○伊東委員

その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

特にございません。

○伊東委員

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

令和6年2月20日午前11時42分閉会